

両角友成 県議が6月28日、6月県議会（6/21～7/6）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



＊＊ 適正規模に軌道修正を Fパワープロジェクト ＊＊

両角 林業行政に関して、信州Fパワープロジェクトの木質バイオマス発電計画について、県が2月県議会の答弁で成功例として紹介した宮崎県や岡山県の木質バイオマス発電事業を視察したが、それらは基本にしっかりした製材事業がある中での発電事業だ。長野県の計画は、製材がしっかりしない中での大規模発電計画。適正規模に軌道修正を。

林務部長 事業主体が多段階利活用等踏まえ規模を決定したものであり、適正規模だ。

両角 エネルギー有効活用、地域活性化にも小規模発電普及が必要。知事の肝いりで総事業費126億円（うち県の補助25億円）を投入したFパワープロジェクト。県としてもっと経営に関与し、議会にも報告がされるべきだ。

＊＊ 介護保険の運用について ＊＊

両角 ホームヘルパーが高齢者宅を訪問し、調理や掃除を行う生活援助サービスについて、10月から利用が厚生労働省の設定した基準を超える場合、ケアマネジャーに市町村への届け出を義務付けようとしている。必要に応じてサービスを利用するのが当たり前であり、市町村にケアプランを変更させる権限もない。届け出義務はなるべく生活援助を使わせないというメッセージではないか。財務省はサービスの利用回数や内容の標準化を求めるが、介護保険の理念からかけ離れた標準化や利用制限は撤回させるべきだ。県の見解は？

健康福祉部長 ケアマネジャーによる届け出は、通常の利用状況から大きく離れた回数の利用を多職種により検証し、是正を促すもの。県として事業者には制度の周知を依頼した。

両角 ある介護事業所の所長は「日常生活に困るから介護保険が必要なのに、それがかなわない。今の介護保険制度は憲法25条（生存権）違反だ」と怒っている。現場がわからない人たちによる財政優先の理論で、サービスを使わせない制度になっていることが一番問題だ。利用を抑制させてはならない。

質問を終えて

発電はあくまで余剰で行う事業。学ぶ姿勢が必要ではと質しましたが、県は、いいとこ取りの、つまみ食いのように見えます。